

記

生徒指導・進路指導に係る確認事項

(学校における確認事項)

- 生徒指導・進路指導に当たっては、校長をはじめとした管理職、他の教職員に対し指導等を行う立場にある者、教員のそれぞれの責任と役割を明確にするとともに、それぞれが自覚をもって、相互に連携協力しながら職務を遂行し、校長のリーダーシップの下で組織的な対応がとられているか。
(中間取りまとめ2.(1)①関係)
- 生徒指導・進路指導に当たっては、情報の管理を徹底し、校内の各種会議や生徒指導、進路指導上の重要な指導事項に係る記録については、速やかに作成、保管するほか、校長をはじめとした管理職及び他の教職員に対し指導等を行う立場にある者による記録の正誤等の確認が徹底されるよう、必要な措置が講じられているか。
(中間取りまとめ2.(1)②関係)
- 進路指導についての学校としての方針を確立し、特に重要な情報を生徒等に伝える際の時期や方法について、十分な配慮や適切な環境の確保が図られているか。
(中間取りまとめ2.(1)③関係)
- 進路指導は生徒の能力・適性等を見極め、生徒が自主的に進路を選択して、自己実現を図れるようにするために必要な能力・態度を育成することを目的とするものであることについて、全教職員が再認識し、それを踏まえた適切な指導が行われているか。
(中間取りまとめ2.(1)④関係)
- 進路指導方針の変更の手続きや時期、周知の方法、運用の仕方等についてのルールを、全教職員間で共有できるようにするとともに、生徒・保護者に対する説明責任を果たすよう努めているか。
(中間取りまとめ2.(1)⑤関係)

(設置者である教育委員会等における確認事項)

- 設置者である教育委員会等は、平素から校長や教職員と緊密に連携を取り、各学校の課題等について常に学校と情報を共有し、必要に応じて速やかに指導、助言、援助を行うことができるよう、体制が構築されているか。
(中間取りまとめ2.(2)①関係)

以上